

発電用風力設備の風車を支持する工作物に係る建築基準法及び電気事業法から
電気事業法への審査一本化に伴う手続き等について

平成26年3月18日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 目的

発電用風力設備のうち、高さが15メートルを超える風車を支持する工作物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）のそれぞれにおいて安全規制が課されていたが、平成24年4月3日付けで閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を踏まえ、平成26年4月1日付けで、建築基準法令と同等の規制が課されることを前提に、建築基準法の規制対象から除外し、電気事業法での安全規制に一本化するとともに、同日付けで発電用風力設備の技術基準の解釈を改正し建築基準法の安全規制を取り込むなど、所要の改正等を行う予定である。

各設置者におかれては、平成26年4月1日以降、風車を支持する工作物に係る電気事業法令での手続き等が適正に行われるよう、以下の事項に留意されたい。

2. 具体的な手続き等について

(1) 電気事業法第39条第1項及び第56条第1項の規定に基づく技術基準への適合

設置する電気工作物は「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」に適合すること。また、建築基準法令の技術的内容を取り込んで改正する（平成26年4月1日付けで改正を予定）「発電用風力設備の技術基準の解釈について」と同等の水準を確保すること。

(2) 電気事業法第48条第1項の規定に基づく工事計画届出

出力500キロワット以上の風力発電所の設置又は変更の工事に係る工事計画届出書の添付書類のうち、支持物の構造図及び強度計算書については、従前の建築基準法令の規定に基づく指定性能評価機関による性能評価用提出図書と同等の内容とすること。

(3) 電気事業法第48条第5項の規定に基づく審査期間の延長の取り扱い

当該設備が審査に専門家の意見を聴く必要がある特殊な設備である等の場合、各産業保安監督部（支部、監督署、監督事務所を含む。以下同じ。）が工事計画届出を受理した後、電気事業法第48条第5項の規定に基づき、理由を付した上で審査期間を延長することがある。また、延長後においても、同様に審査期間を再度延長することがある。さらに、届け出られた書類に不備があった場合等によっては、延長期間の起算日に条件を付すことがある。

したがって、工事計画の届出に当たっては、上記を念頭に置いた上で、計画に余裕を持って届出を行うことが望ましい。

(4) 電気事業法第51条第1項及び第2項の規定に基づく使用前自主検査

使用前自主検査の実施に当たっては、電気事業法施行規則第73条の4の規定に基づき実施すること。また、「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」を踏まえた上で、建築基準法令の規定に基づき行われていた建築主事等による完了検査と同等の内容とすること。特に、外観検査に当たっては、配筋、ミルシート、部材の接合部、杭の施工報告書について、工事の計画に従って行われたものであることを確認すること。

(5) 平成26年4月1日時点で建築基準法令に基づく各手続が途中段階にあるものの扱いについて

平成26年4月1日時点で建築基準法令に基づく各手続が途中段階にあるものについては、同日付で発電用風力設備が建築基準法及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除外される予定であるため、上記(1)から(4)を踏まえた電気事業法に基づく必要な手続等を行うこと。

(6) 発電用風力設備の廃止時の除却

発電用風力設備を廃止する際に、安全性の確保に問題があると考えられる場合は、当該設備を除却するよう要請する。なお、当該設備を廃止し、除却しない場合は、建築基準法令に基づく規制が適用されることとなる。

(7) 設計図書等の維持保存

設備の設計図書等は、設備の長期的な健全性維持や、設備廃止後の健全性の再評価を行うために重要な基礎情報であることから、風車メーカーと協力しつつ、当該設備の設計図書等を、その運用期間中、確実に維持・保存することが望ましい。また、設置者が変更された場合には、当該情報を遺漏なく引き継ぐこと。